

3年間保存

油圧ショベル（クローラ式） 特定自主検査記録表

証明書発行日

令和5年9月21日

様式SR-EHC-01-E

 建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出
 の抑制を図るために指針に基づく検査共用

証明書発行No.

1N48211106627

標章No.

0306209

メーカー名 日立建機		管理No.	愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下市場 19-1		
型式 ZX500LCK-6			使用者住所 氏名又は名称 (株) 加藤建設 本社		
製造番号	061883	稼働時間	1524 h	機械管理者氏名	
性能	1.6m ³	検査業者登録番号 労三六一			
検査実施場所 千葉県成田市川上245-178		検査業者又は事業者 千葉県山武郡芝山町岩山1557			
検査年月日	令和5年9月21日	検査者氏名	日立建機日本(株) 成田営業所 責任者名 永田哲郎		
区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	
工 ン ジ ン	1	本体 ⑥ガス漏れ、水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。 ⑦弁すき間の異常による異音がなく、検査項目No.a,b,cに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	a★始動性	かかり具合、異音、予熱栓・セーターの作動 目視、操作、聴診	
			b★回転の状態	アクセルの作動、回転具合 目視、操作、聴診	
			c★排気の状態	アイドリング回転(900 min ⁻¹)、無負荷最高回転(2100 min ⁻¹) 排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ 目視、操作、聴診	
			d★エアクリーナー	ケースの亀裂、変形、緩み、エレメントの汚れ、損傷、油量 目視、触診	
			e★締付け	シリンダーヘッド、マニホールドの取付 トルクレンチ	
			f★弁すき間	弁すき間(吸最大 mm・最小 mm)(排最大 mm・最小 mm) シックネスゲージ	
			g★圧縮圧力	圧縮圧力 1 2 3 4 5 6 圧縮圧力計	
			h★噴射圧力	噴射圧力 1 2 3 4 5 6 電子制御ノズルテスター	
			i★噴霧状態	噴霧状態 1 2 3 4 5 6 目視、ノズルテスター	
			j★過給器	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ 目視、聴診	
k★エンジンマウント	ラケットの亀裂、変形、緩み、脱落、防振ゴムの損傷、劣化 目視、レンチ等				
2	★潤滑装置	油量、汚れ、油漏れ、*エレメントの汚れ、損傷 目視		✓ ×	
3	★燃料装置	燃料漏れ、ホースの損傷、老化、*エレメントの汚れ、目詰まり 目視		✓ ×	
4	★冷却装置	水量、汚れ、水漏れ、目詰まり、ホース損傷、老化、 リデューサーキャップ機能、損傷、ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、 ファン、カバー、ダクト等の亀裂、損傷、変形、取付 目視、触診、スケール		✓	
5	★電気装置	充電装置機能、バッテリー液量、端子緩み、腐食、配線緩み、損傷 目視、触診、電流電圧計		✓	
6	エアコンプレッサー	異音、異常振動、エア漏れ、油漏れ、タンク内凝水、作動 目視、操作、聴診、圧力計	—	—	
7					
走行装置	8	起動輪、遊動輪	亀裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ 目視、聴診、触診、探傷器	✓	
	9	上部ローラー、下部ローラー	亀裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ スケール、バス	✓	
	10	履帶	ヨー亀裂、変形、摩耗、取付、リンク、 ピッチ長、たわみ、ピン抜け出、ゴムバット(矢け、老化、摩耗) 目視、スケール、探傷器	✓	
	11	ゴム履帯	スチールコード切断、損傷、ゴム(矢け、老化、摩耗)、 心金脱落、たわみ 目視、スケール	—	—
	12	履帶調整装置	作動、調整ボルト、ナット、ロッド、ヨークの亀裂、変形 腐食、摩耗、シリンダー油漏れ 目視、操作、探傷器	✓	
	13	走行減速機	異音、異常発熱、ケース亀裂、損傷、取付、油量、汚れ、油漏れ 目視、聴診、触診	✓	
	14				
作業装置	15	駐車ブレーキ	効き 目視、操作	✓	
	16				
	17	ブーム、アーム、ペケット、リンク	亀裂、変形、摩耗、がた、取付、ピンシール損傷 目視、操作、ノギス、探傷器	✓	
	18	ツース	脱落、がた、摩耗 目視、触診	—	—
	19	ブレード	亀裂、変形、摩耗、がた、取付 目視、操作、探傷器	—	—
20	フック	変形、摩耗、亀裂、外れ止め機能・損傷 目視、操作、ノギス	—	—	
21					
油圧装置	22	作動油タンク	*油量、汚れ、油漏れ、エア漏れ、ブリーザ目詰まり、取付 目視、石けん水	✓	
	23	フィルター	⑥汚れ、目詰まり、油漏れ 目視、触診	✓	
	24	配管(ホース類、高圧パイプ)	亀裂、損傷、老化、ひび割れ、ねじれ、油漏れ、取付 目視、触診	✓	
	25	油圧ポンプ	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱、*負荷時吐出量、吐出圧 目視、聴診、触診、テスター	✓	
	26	油圧モーター	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱 旋回用 冷却用 走行用 目視、操作、スケール、	✓	
	27	油圧シリンダー	作動、油漏れ、伸縮量、打痕、亀裂、曲がり、擦り傷 アーム用 ブレード用 アーム用 スイシング用 バケット用 オフセット用 目視、操作、スケール、	✓	

3年間保存			証明書 発行No.	1N48211106627	標章 No.	0306209			
区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内 容			
油压装置	28	コントロール弁 (方向、圧力、流量、止め、電磁弁)	作動、油漏れ、取付、異音、異常発熱	自視、操作、聴診、触診	✓				
	29	回転継手	回転状態、油漏れ、異音		✓				
	30	オイルクーラー	冷却効果、詰まり、変形、損傷、油漏れ モーターの異常振動・異音・異常発熱	自視、聴診、触診	✓				
	31								
操作	32	操作レバー	ストローク、がた	自視、操作、スケール	✓				
	33								
安全装置・車体関係等	34	下部架台フレーム、ブラケット	亀裂、変形、しゅう動部摩耗、取付	自視、スケール、探傷器	✓				
	35	旋回フレーム、ブラケット	亀裂、変形、取付	自視	✓				
	36	旋回ペアリング、旋回ギヤ	引っ掛かり、異音、⑧ギヤ亀裂・摩耗、取付、シール損傷	自視、操作、聴診、トルクレンチ	✓				
	37	旋回減速機	異音、異常発熱、油量、汚れ、油漏れ、取付	自視、操作、聴診、触診	✓				
	38	旋回ロック	効き、亀裂、損傷、油漏れ、ホース損傷、老化	自視、操作	✓				
	39	レバーロック、ペダルロック	効き、損傷、変形		✓				
	40	キャブ、カバー キャノビ	亀裂、変形、腐食、雨漏り、ドア等開閉、ロック、キー作動、ガラスのがた・損傷	自視、スケール	✓				
	41	カウンターウエイト	取付		✓				
	42	座席(調整機構、シート、シートベルト)	作動、損傷、取付	自視、操作	✓				
	43	昇降設備、滑り止め	亀裂、損傷、変形、取付	自視	✓				
	44	表示板	損傷、取付		✓				
	45	灯火装置、警音器、方向指示器 窓拭き器、デフロスター等	作動、取付、レンズ損傷、浸水	自視、操作	✓				
	46	計器類	作動	自視	✓				
	47	後写鏡、反射鏡、カメラ	汚れ、損傷、写影、取付		✓				
	48	給油脂	給油脂状態、自動給油脂装置作動	自視、操作	✓				
	49								
総合	50	総合テスト	作動、異常振動、異音、異常発熱	操作、聴診、触診	✓				
排気装置	51	★★一酸化炭素等発散防止装置	触媒等の緩み・損傷、排気温度警告装置の配線緩み・損傷、排ガス減少装置のホース・パイプの緩み・損傷	自視、聴診、レンチ等	✓				
事業者へ の等	次回特定自主検査実施年月 令和6年 9月								
	日常、月例点検を実施され不具合事項を解消し、常に良好な状態での稼動をお願い致します。								
	取扱説明書の交換タイミングなどを御確認いただきホース類など定期的な消耗部品の交換をお願いします。								

補修等の措置内容

照合番号	補修箇所及び不具合状況	補修年月日	補修実施内容													
2	潤滑装置															
	エンジンオイル汚れ	R5/9/21	エンジンオイル交換													
	オイルエレメントの汚れ	R5/9/21	オイルエレメント交換													
3	燃料装置															
	燃料エレメントの汚れ	R5/9/21	燃料エレメント交換													
備考	1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。 2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。 3. 検査内容に＊印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は＊印を○で囲む。 4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。 5. ★印は「安衛法」と「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの抑制を図るための指針」との共通検査項目であり、 ★★印は同指針のみの検査項目である。							記号	交換	分解交換	修理	調整	締付	清掃	給油水	該当なし

1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。
2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。
3. 検査内容に＊印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は＊印を○で囲む。
4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。
5. ★印は「安衛法」と「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの抑制を図るための指針」との共通検査項目であり、
★★印は同指針のみの検査項目である。